

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 3 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

資格確認書等の一斉交付における注意事項について（再周知）

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、既に 3 月末に資格確認書等の一斉交付等の対応が行われている場合もありますが、多くの市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合では、本年 7 月末以降順次、発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、資格確認書等の一斉交付を行っていただくこととなります。

資格確認書等の一斉交付における注意事項については、令和 7 年 2 月 14 日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「資格確認書等の一斉交付における注意事項について」（別紙）でお示ししてきたところですが、多くの市町村が健康保険証の有効期限を 7 月末に設定されていることを踏まえ、注意事項について、改めて周知しますので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくとともに、都道府県国民健康保険主管課（部）におかれては、管内の市町村及び国民健康保険組合に対して、周知をお願いいたします。

なお、資格確認書等の一斉交付に対応するための窓口対応や電話対応の委託費、コールセンター設置に係る費用等については、昨年度に引き続き特別調整交付金の交付により財政支援を行う予定であり、国民健康保険組合に対しては、本年度の特別調整補助金において財政支援を行う予定です。

事 務 連 絡

令和 7 年 2 月 14 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 資格確認書等の一斉交付における注意事項について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、資格確認書及び資格情報のお知らせ（以下「資格確認書等」という。）を発行する運用が始まったところです。

発行済みの従来の被保険者証については、最長で令和 7 年 12 月 1 日まで使用することが可能とされておりますが、国民健康保険においては、今後順次、被保険者証の有効期限が到来し、それまでに被保険者に対し、資格確認書等を一斉交付していただくことになるため、その際の注意事項を下記のとおりお知らせします。

既に各保険者で「資格確認書の運用等に関する Q & A について（その 3）」（令和 6 年 11 月 22 日付け厚生労働省国民健康保険課事務連絡）の内容を確認のうえ、実施されていることと存じますが、都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む）及び国民健康保険組合への周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 資格確認書等の交付対象者の判定作業の実施

資格確認書等を発行する際に実施する各種データ突合作業は、月次の異動処理時に行われているが、今後行われる資格確認書等の一斉交付においては、国民健康保険に加入しているすべての被保険者（月次交付済み又は窓口等で交付済みの被保険者を除く。）に係る作業を初めて実施することとなるため、保険者が保持する資格情報等と国保総合システムを経由（国民健康保険組合にあっては統合専用端末を経

由)して連携される「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」を誤りのないように突合し、交付対象者の判定を実施すること。

## 2 資格情報が変更された場合の対応

資格確認書等の交付対象者の判定を実施した後、資格確認書等を被保険者に郵送するまでに資格情報等が変更された場合、以下の対応を漏れなく行うこと。

- ・資格確認書等の引き抜き、差し替え
- ・医療保険者等向け中間サーバーへの変更後の資格情報等の連携 等

## 3 資格確認書等の被保険者への郵送前の入念な確認

資格確認書等を被保険者に郵送する際には、被保険者証の一斉交付と同様に、被保険者への宛先・宛名誤り等がないよう入念に確認すること。